

○高齢者生きがいの家助成要綱

昭和49年4月1日

(総則)

第1条 高齢者老人生きがいの家(以下「生きがいの家」という。)の活動に必要な助成については、補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則33号)に定めがあるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、高齢者の自立を支援し、生きがいと社会参加を促進するため、生きがいの家の活動をするうえで必要な助成を行うことを目的とする。

(助成要件)

第3条 助成を受けるために生きがいの家が備えなければならない要件は、次のとおりである。

- (1) 町内会・自治会等を単位として、年齢60歳以上の人が常時10人以上で趣味を生かし実益を伴う作業活動を行うこと。
- (2) 作業活動は、少なくとも週1回以上とすること。
- (3) 町内会館・自治会館その他これに類する施設に専用的な作業場所を有すること。
- (4) 金銭出納簿を備え、活動の記録をつけて適正な管理をすること。

(補助金)

第4条 市長は、生きがいの家に対し、毎年度予算の範囲内において、活動等の運営に必要な費用にあてるための運営費補助金を交付するものとする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に事業計画書、予算書及び会員名簿を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前条に規定する運営費補助金を受けようとする者は、当該年度の5月31日までに市長に申請しなければならない。ただし、年度の中途から活動等を開始したものについては、この限りではない。

(補助金の決定)

第6条 市長は、上記により申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額を決定し、書面により通知のうえ交付する。

2 この決定通知を受けた生きがいの家は、市長に請求書を提出しなければならない。

(報告及び提出の義務)

第7条 補助金の交付を受けた生きがいの家は年度終了後遅滞なく次の報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 決算報告書

第8条 補助金の交付を受けた生きがいの家は、次の場合にはすみやかに市長に届出なければならない。

- (1) 代表者がかわったとき。
- (2) 会員数が減ったとき。
- (3) 活動を中止又は休止したとき。

(検査)

第9条 市長は、補助金を交付した生きがいの家が次の各号に該当するときは、補助金交付決定の全部もしくは一部を取り消し又は既に交付した補助金の全部もしくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 書類の記載事項に虚偽のあったとき。
- (3) 補助金の交付決定通知書の交付条件に違反したとき。
- (4) その他不正行為があったと認められるとき。

(その他の助成)

第10条 市長は、生きがいの家に対して第4条に規定する助成の他、老人の生きがい活動に必要な助成を行うことができる。

附 則

この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。